

知らないうちに権利侵害？～著作権・肖像権について～

スマホやパソコンの普及により、動画や画像、文章や音楽などの創作が手軽にできるようになりました。一方で、他人が作った作品や写真を無断で使用することでトラブルに発展するケースも増えています。もしかすると、あなたも知らないうちに権利を侵してしまっていることがあるかもしれません。今回は身近にある「著作権」「肖像権」とその注意点について紹介します。

著作権とは？

音楽や映画、本などを作った人（著作者）の利益などを守る権利です。著作者は権利が保障されることで安心して創作を行うことができます。

著作物を利用する際は、著作者から利用の許可（利用許諾）を得ることが必要です。

肖像権とは？

自分の顔や姿が許可なく撮影されることや、自分の写った画像や動画を無断で公表・利用されることを拒否できる権利です。

個人が特定できる写真や動画を公表・利用する際は、写っている人の許可を得ることが必要です。

権利侵害でこんなトラブルが…

雑誌に掲載されていたマンガをスマートフォンで撮影してネットに投稿

Aさんは、人気のマンガが掲載されている雑誌のページをスマートフォンで撮影し、動画サイトに掲載しました。

すると、雑誌の出版社から、雑誌の販売によって得られるはずの利益を失ったとして、Aさんが損害賠償を請求される事態に発展してしまいました。



卒業アルバムの個人写真を無断でSNSに掲載

Bさんは、中学校の卒業アルバム内のCさんの顔写真を加工してSNSに投稿しました。

すると、Cさんから、無断で写真を掲載されたことと写真に悪意のある加工をされたことによって名誉を傷つけられたとした裁判を起こされました。



こんなことに気を付けて

○著作権の侵害に当たるもの

- 自分が録画したテレビ番組や映画などをSNSや動画サイト等で公開する。
- 自分が作成した動画に、市販のCDから録音した音楽をBGM※にして自分のブログで公開する。
- 自分のSNSのアイコンに、実在の企業のロゴマークや他人が描いた絵を無断で設定する。

○肖像権の侵害に当たるもの

- 学校行事の写真を、写っている人の承諾を得ないまま、無断でSNSに投稿する。
- 写真に写りこんだ他人の姿を、モザイク加工等をせず、そのままブログに投稿する。

※サービス側が著作権者から利用許諾を得ているため、利用者は著作権を意識せずBGMや画像等の選択や設定等ができるものもありますが、全てのサービスやサイトが同じ仕組みとは限りません。サービスの利用時には必ず注意事項に記載の著作権の利用許諾等を確認してください。

著作権・肖像権を侵害しないためには…

「知らなかった」では許されません。普段から次のことに気をつけましょう。

- 著作者の許可が必要であるかを確認する。
- 著作権フリーの素材※を使用する。
- 写真や動画を撮影・公開する場合は本人の許可を得る。
- 他の人が映り込んでいる場合には、トリミングやモザイクをかけて個人が特定できない状態にして投稿する。



※著作権フリー素材だからといって、無制限に利用してよいとは限りません。中には、商業目的での利用や大量の素材の使用について制限を設けているものもあります。必ず利用上の注意などを確認してください。

あなたの権利が侵害されていると思ったら…

あなたが創作した絵や文章、撮影した動画や写真については、あなたが著作権をもっています。

あなたの顔や姿が写った画像や動画の公表、利用は、あなたが決定する権利をもっています。

著作権テレホンガイド 03-5333-0393 (10:00~12:00 13:00~16:00 (土日祝日除く)

文化庁相談窓口

HP : <https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/kaizoku/contact.html>

岐阜県警察

HP : <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/police/> 電話番号: 058-271-2424

過去の啓発資料については、URL、二次元コードからご覧いただけます。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/393698.html>

岐阜県教育委員会 学校安全課／岐阜県子ども・女性部 私学振興課

Zeal Communications Inc. All Rights Reserved.

